

一般社団法人黒潮町観光ネットワーク

会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本ネットワークは、一般社団法人黒潮町観光ネットワークと称する。

(事務局)

第2条 本会の主たる事務所を高知県幡多郡黒潮町に置く。

(目的)

第3条 本ネットワークは、これからの新しい観光の形態を構築し、会員相互の営業活動情報の交換や情報共有及び連絡協調を図り、会員並びに地域の観光産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員それぞれを尊重しつつ、地域全体の情報発信を行う
- (2) 各施設の情報をオンタイムに収集し一元化を図る
- (3) 利用者ニーズに合った多様な企画を立案する
- (4) 各会員のスタッフの合同研修・人材交流を積極的に行う
- (5) 企画・営業に関わる活動について、連携によるスケールメリットを生み出す
- (6) 観光イベントの等の企画立案及び開催
- (7) 関連企業、団体、行政等と連携し黒潮町への誘客をする
- (8) 旅行サービス手配に関する業務
- (9) その他、本ネットワークの目的を達成するため必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本ネットワークの会員は、本会と目的を同じくする黒潮町内の団体及び個人事業者とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにて会長に申しこまなければならない。ただし、本会の目的に反する行為等を行ったものは、理事会にはかり、入会を拒むことができる。

(会費)

第7条 会員は、別表1に定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、地方公共団体は除く。

【別表1】

会員種別	年会費
個人会員	3,000 円

団体会員	5,000 円
------	---------

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 2 年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第 9 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第 3 章 理事

(理事)

第 10 条 本会は、次の理事を置く

- (1) 理事 12 名以内
- (2) 監事

(選任)

第 11 条 理事は総会にて選任する。

- 2 理事のうち、1 名を会長、2 名を副会長とする。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選による。

(理事の職務)

第 12 条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する
- 3 監事は、本会の会計を監査する

(理事の任期)

第 13 条 理事の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(解任)

第 14 条 理事が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席をした議決権を有する会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第15条 理事は無給とする。

2 理事には、予算の範囲以内で費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及びオブザーバー)

第16条 会の運営に必要な意見を徴するため、顧問及びオブザーバーを置くことができる

2 顧問及びオブザーバーは、理事会で決定し会長が委属する。

第4章 総会

(種類)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

2 個人会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 団体会員は、総会において、代表者1個の議決権を有する。

(権能)

第19条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算についての事項

(2) その他業務に関する重要事項で総会において必要と認めるもの

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第21条 総会は、前条第2項に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長が行う。

(議決)

第23条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した議決権を有する会員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 審議事項及び議決事項
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年に1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の2以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第28条 理事会は会長が招集する。

2 理事会は、理事現在数の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

3 臨時理事会は、必要に応じて電子メールやその他の通信手段を用いて審議を行い、決定することができる。この決定に関しては、全理事の過半数の同意をもってなされる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 資産から生じる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第31条 この会則の変更は、総会議決を得なければならない。

(解散)

第32条 本会は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経なければ解散できないものとする。

(残余資産の処分)

第33条 本会の解散のときに有する資産は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

第34条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事の議を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

変更

平成28年4月21日、総会にて、第19条、第26条を変更し、認証日より適用する。

平成29年4月27日、総会にて、第10条を変更し、認証日より適用する。

令和4年5月17日、総会にて、第1条、第2条、第4条を変更し、認証日より適用する。